

相談支援の現状と課題

1	相談支援体制について	1
2	相談支援に関する障害福祉サービス等の報酬等	12
3	計画相談支援・障害児相談支援の現状	24
4	相談支援事業所等の現状	28
5	相談支援専門員と介護支援専門員について	38
6	相談支援専門員等の研修の見直しに関するスケジュール等	49

1 相談支援体制について

障害者の自立した生活を支えていくためには……

- 契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくこと。
- 個々の障害者の支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくこと。



① 地域における相談体制

- 総合的な相談支援を行う拠点的な機関の設置(基幹相談支援センター)
研修事業の充実

② ケアマネジメントの在り方

- ・ 定期的にケアマネジメントを行い、本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決や適切なサービス利用を支援していく必要がある。
 - ・ 専門的な者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することは、障害者にとって選択肢の拡大につながる。
 - ・ 施設入所者についても日中活動を適切に組み合わせていくことが重要。
- サービス利用計画作成費の対象を拡大することが必要 (従来の計画作成が普及しなかった反省を踏まえて)
- 従来の市町村が支給決定した後に計画を作成するのではなく、支給決定に先立ち計画を作成することが適切なサービスの提供につながる。
 - サービスの利用が、利用者のニーズや課題の解消に適合しているか確認するため、一定期間ごとにモニタリングを実施。
 - 可能な限り中立的な者が、専門的な視点で一貫して行うことや、ノウハウの蓄積、専門的・専属的に対応できる人材の確保により質の向上を図る。

③ 自立支援協議会の活性化

- ・ 設置状況が低調
- 法律上の位置づけの明確化
- ・ 運営の取り組み状況について市町村ごとに差が大きい
- 好事例の周知、国・都道府県における設置・運営の支援

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

① 趣旨

公布日施行

- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活支援のための法改正であることを明記

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日（平成24年4月1日）から施行

- 利用者負担について、応能負担を原則に
- 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

公布日施行

- 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化

④ 相談支援の充実

平成24年4月1日施行

- 相談支援体制の強化 { 市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化 }
- 支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

- 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
- 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
- 在園期間の延長措置の見直し { 18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。 }

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成23年10月1日)から施行

- グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
 - 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護。個別給付化)
- (その他)(1)「その有する能力及び適性に応じ」の削除、(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業化、
(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例、(4)事業者の業務管理体制の整備、
(5)精神科救急医療体制の整備等、(6)難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

(1)(3)(6)：公布日施行
(2)(4)(5)：平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成24年4月1日)から施行

「障害者」の相談支援体系

23年度以前

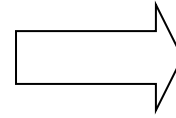
市町村／指定相談支援事業者[※]に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

24年度以降

市町村／指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)



市町村による相談支援事業

指定相談支援事業者

※事業者指定は都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)
・サービス利用計画の作成
・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

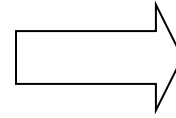
指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

※事業者指定は市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)
・サービス利用支援
・継続サービス利用支援

・支給決定の参考
・対象を拡大

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)



サービス等利用計画

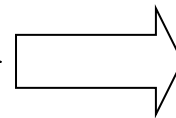
指定一般相談支援事業者
(地域移行・定着担当)

※事業者指定は都道府県知事・指定都市市長・中核市市長が行う。

○地域相談支援(個別給付)
・地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等)
・地域定着支援(24時間の相談支援体制等)
○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

○精神障害者地域移行・地域定着支援事業(補助金)
(都道府県／指定相談支援事業者、精神科病院等に委託可)

○居住サポート事業(補助金)
(市町村／指定相談支援事業者等に委託可)



地域移行支援・地域定着支援

※ 地域生活支援事業の相談支援事業(交付税措置)に係る市町村の役割は、平成23年度以前と変更がないことに留意。

「障害児」の相談支援体系

23年度以前

24年度以降

市町村／指定相談支援事業者に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

市町村／指定特定(計画作成担当)・一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)に委託可

○障害者・障害児等からの相談(交付税)

指定相談支援事業者

※事業者指定は都道府県知事が行う。

○指定相談支援(個別給付)

- ・サービス利用計画の作成
- ・モニタリング

○障害者・障害児等からの相談

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

※事業者指定は市町村長が行う。

○計画相談支援(個別給付)

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)

・支給決定の参考
・対象を拡大

創設

障害児相談支援事業者(児)

※事業者指定は市町村長が行う。

○障害児相談支援(個別給付)

- ・障害児支援利用援助
- ・継続障害児支援利用援助

○通所サービスの利用に係る相談等(児童相談所)

(児)とあるのは児童福祉法に基づくもの

※ 障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成対象外。

市町村による相談支援事業

サービス等利用計画等

居宅サービス

通所サービス

支給決定プロセスについて

サービス等利用計画については、平成27年度からは市町村が支給決定を行うに際し、全ての利用者を対象とする。

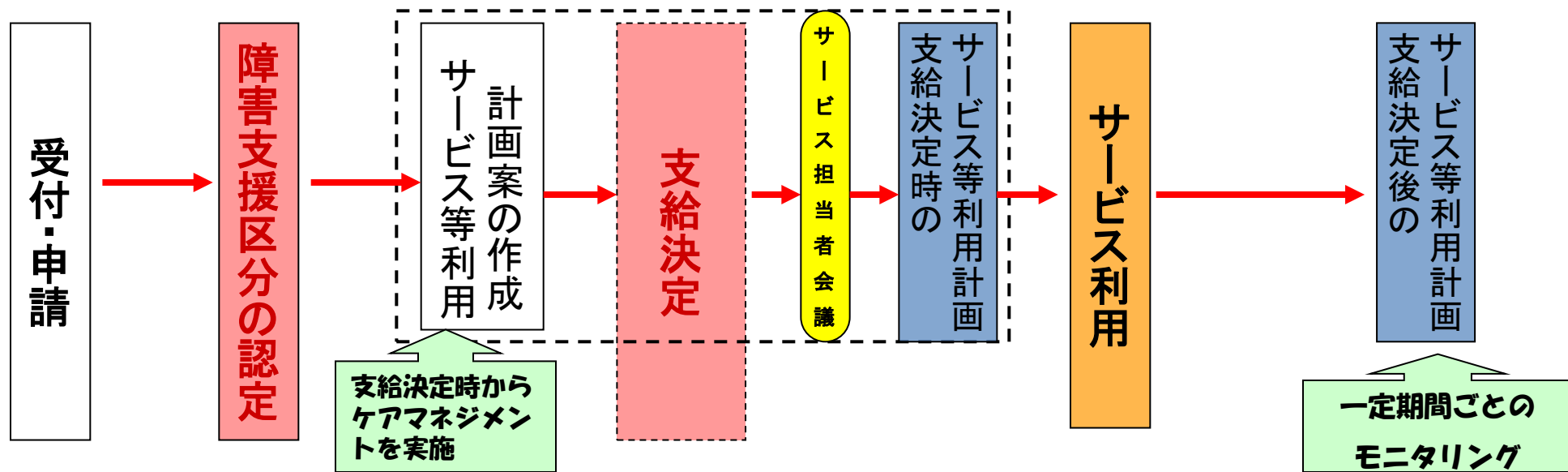
市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勧案して支給決定を行う。

- * 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案(セルフプラン)を提出可。
- * サービス等利用計画作成対象者を拡大する。

支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し(モニタリング)について、計画相談支援給付費を支給する。

障害児についても、新たに児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画(障害者のサービス等利用計画に相当)を作成する。

- * 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。(障害児に係る計画は、同一事業者が一体的(通所・居宅)に作成)



サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他



サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

サービス事業者

サービス事業者

アセスメント

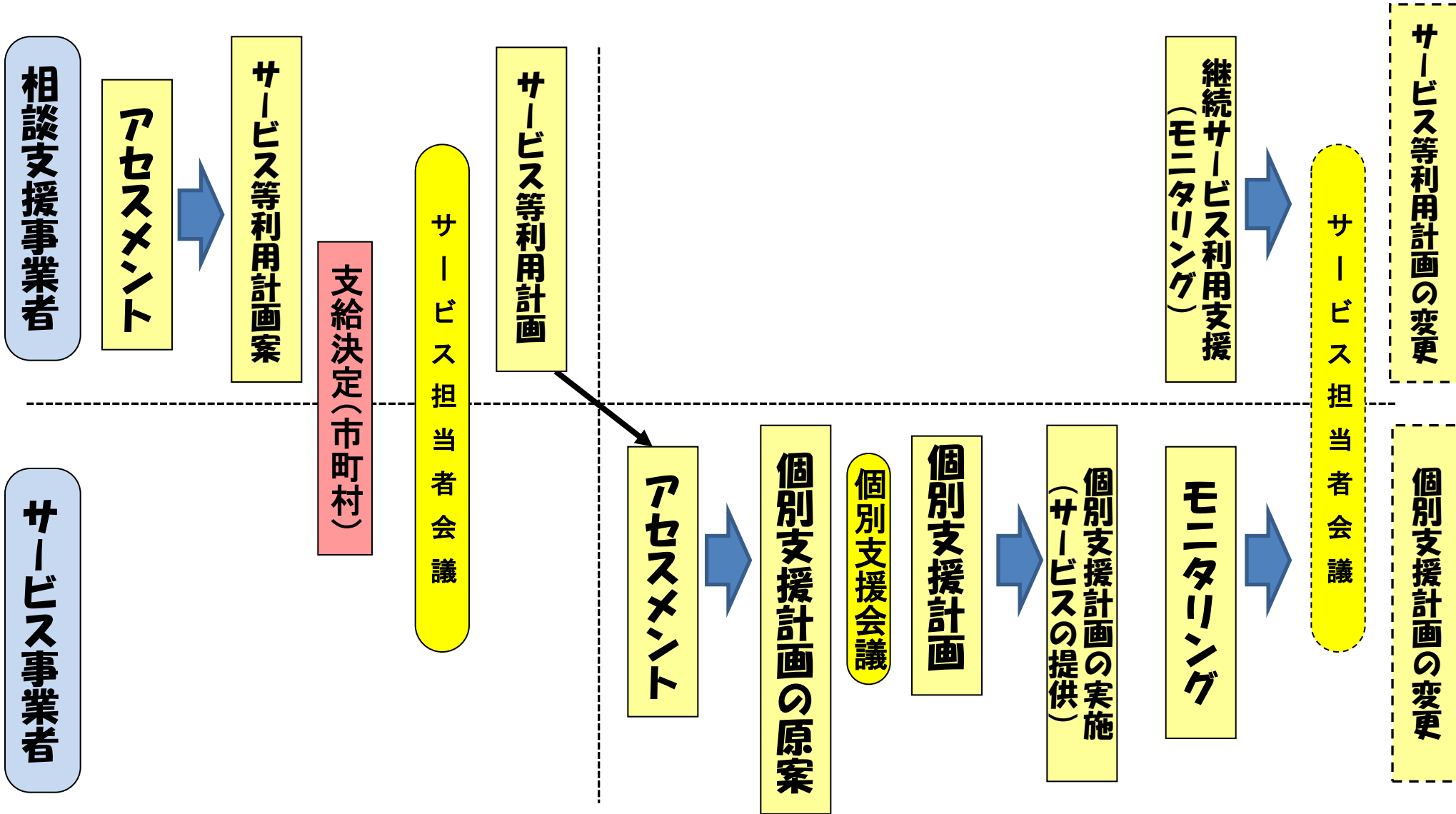
- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他



個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係



現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	備考
基幹相談支援センター 総合支援法77条 (市町村の地域生活支援事業) 77条の2 (基幹相談支援センター)	定めなし(地活要綱例示) 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	総合支援法77条1項3号4号 (地活要綱) ・総合的・専門的な相談の実施 ・地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・地域移行・地域定着の促進の取組 ・権利擁護・虐待の防止	左記業務内容実施に向けた人員配置と研修の実施 ■1,741市町村中 367市町村(H26.4)21% →429市町村(H27.4)25% ■309カ所(H27.4)
障害者相談支援事業 (地域生活支援事業の必須事業) 実施主体:市町村→指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	(地活要綱) ・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ・社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ・社会生活力を高めるための支援 ・ピアカウンセリング ・権利擁護のために必要な援助 ・専門機関の紹介 等	地域の実情に応じた役割・機能分化による。委託と基幹は一体化、一体的運営も考えられるが、業務及び業務量の整理等市町村の体制整備を検討の上実施 ■全部又は一部を委託89% 市町村で直営実施11% ■単独市町村で実施55% ※H27.4時点
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所 (特定事業所加算事業所)	常勤・専従3名の相談支援専門員、うち相談支援専門員(現任)1名以上	計画相談支援等 サービス利用支援、 継続サービス利用支援 ※ 24時間連絡体制の確保や、困難事例への対応なども必要。	地域の相談の質の向上、底上げを目指す ■224箇所(指定特定相談支援事業所)、138箇所(指定障害児相談支援事業所)※H27.11請求事業所数
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、管理者	計画相談支援等 サービス利用支援、 継続サービス利用支援	■5,942ヶ所(H26.4) →7,927ヶ所(H27.4)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	地域相談支援等 地域移行支援 地域定着支援 等	■2,887ヶ所(H26.4) →3,299ヶ所(H27.4)

※ 相談支援窓口としては上記の他、障害者就業・生活支援センターや発達障害者支援センターなどがあり、地域生活支援事業による補助等で運営。9

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

基幹相談支援センター

【平成27年度設置市町村数:429】
(一部共同設置)

総合相談・専門相談

- 障害の種別や各種ニーズに対応する
- ・総合的な相談支援(3障害対応)の実施
 - ・専門的な相談支援の実施

権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度利用支援事業
 - ・虐待防止
- ※ 市町村障害者虐待防止センター(通報受理、相談等)を兼ねることができる。

地域移行・地域定着

- ・入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・地域の体制整備に係るコーディネート

地域の相談支援体制の強化の取組

- ・相談支援事業者への専門的指導、助言
- ・相談支援事業者の人材育成
- ・相談機関との連携強化の取組

運営委託等

協議会

相談支援事業者



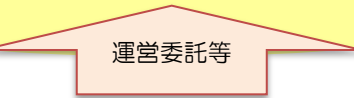
相談支援事業者



相談支援事業者



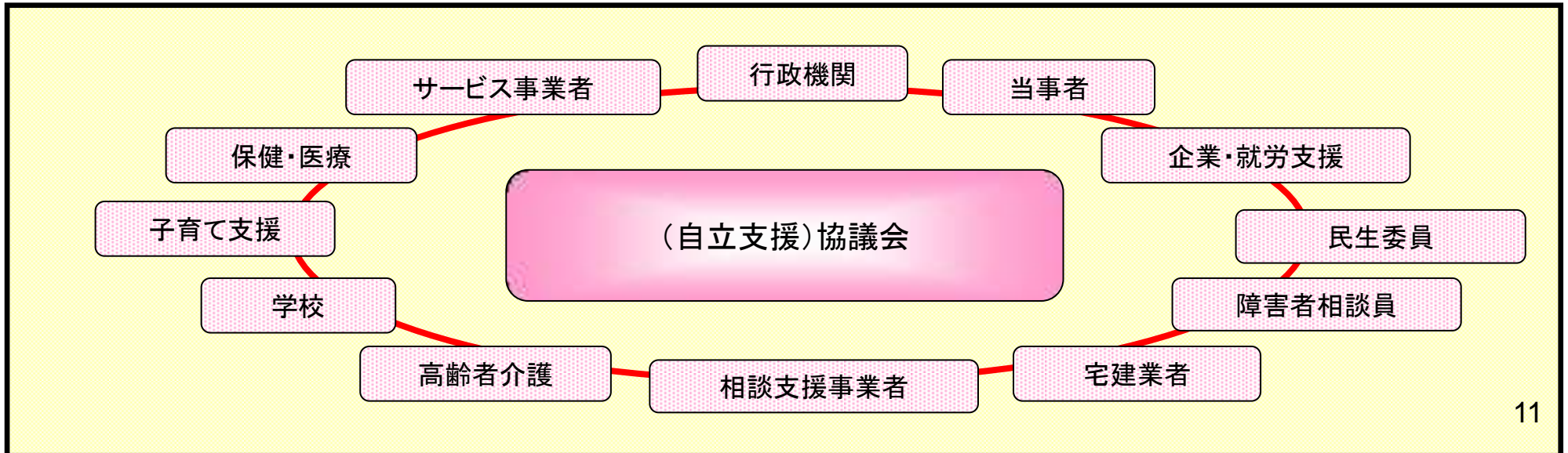
児童発達支援センター
(相談支援事業者)



(自立支援)協議会の法定化

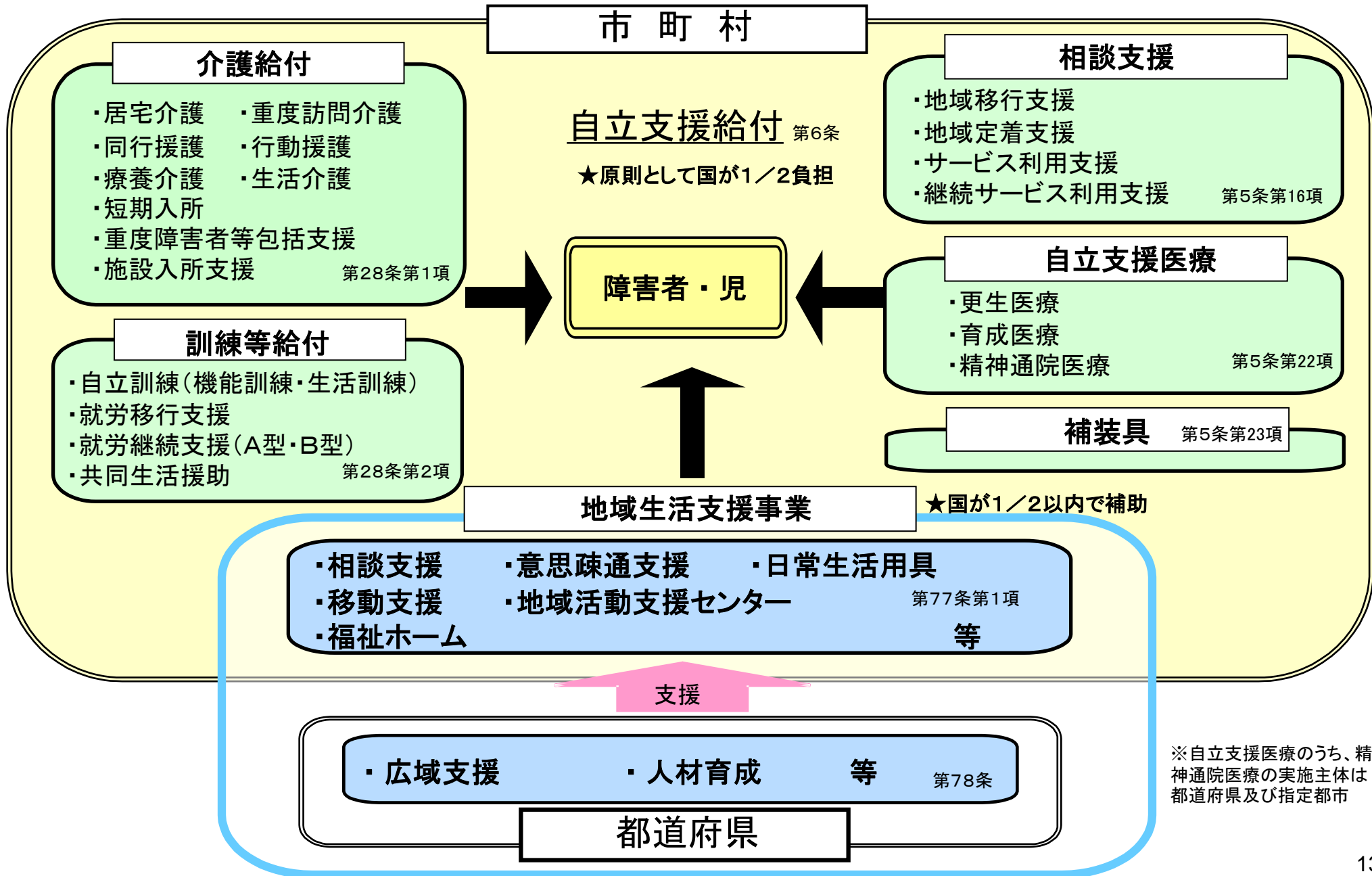
- (自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、(自立支援)協議会の法律上の位置付けが不明確。
- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。
 - ※ 改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。
- 障害者総合支援法の施行(25年4月)により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



2 相談支援に関する障害福祉サービス等の報酬等

障害者総合支援法の給付・事業



※自立支援医療のうち、精神通院医療の実施主体は都道府県及び指定都市

計画相談支援

○対象者

- 障害福祉サービスの申請・変更申請に係る障害者・障害児（の保護者）
- 地域相談支援の申請・変更申請に係る障害者

※ 計画相談支援の対象者については、相談支援の提供体制を考慮する観点から、平成24年度から段階的に拡大し、平成27年度からは障害福祉サービス等を利用するすべての障害者等が対象となった。

○サービス内容

【サービス利用支援】

- 障害福祉サービス等の申請に係る支給決定の前にサービス等利用計画案を作成
- 支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成

【継続サービス利用支援】

- 障害福祉サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）
- サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨

○主な人員配置

- 相談支援専門員

○報酬単価（平成27年4月～）

■基本報酬

サービス利用支援	1,611単位／月
継続サービス利用支援	1,310単位／月

■主な加算

特別地域加算（15%加算）
→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

利用者負担上限管理加算（150単位／回） ※月1回を限度
→事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算

特定事業所加算（300単位／月）
→手厚い人員体制や関係機関との連携等により質の高い計画相談支援が提供されている事業所を評価

○請求事業所数 6,559(国保連平成27年10月実績)

○利用者数 103,804(国保連平成27年10月実績)

障害児相談支援

○対象者

- 障害児通所支援の申請・変更申請に係る障害児(の保護者)

※ 障害児相談支援の対象者については、相談支援の提供体制を考慮する観点から、平成24年度から段階的に拡大し、平成27年度からは障害児通所支援を利用するすべての障害児の保護者が対象となった。

○サービス内容

【障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の申請に係る通所給付決定の前に障害児支援利用計画案を作成
- 通所給付決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成

【継続障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな通所給付決定等に係る申請の勧奨

○主な人員配置

- 相談支援専門員

○報酬単価(平成27年4月～)

■基本報酬

障害児支援利用援助	1,611単位/月
継続障害児支援利用援助	1,310単位/月

■主な加算

特別地域加算(15%加算)
→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

利用者負担上限管理加算(150単位/回) ※月1回を限度
→事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合に加算

初回加算(500単位)
→新規に障害児支援利用計画を作成する場合等で、保護者の障害受容ができないこと等によりアセスメントに業務負担がかかる事業所を評価

特定事業所加算(300単位/月)
→手厚い人員体制や関係機関との連携等により質の高い障害児相談支援が提供されている事業所を評価

○請求事業所数 3,051(国保連平成27年10月実績)

○利用者数 25,983(国保連平成27年10月実績)

地域移行支援

○ 対象者

- 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院、矯正施設等又は保護施設に入所している障害者
※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- 精神科病院(精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む)に入院している精神障害者
→ 長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象。
※ 1年未満の入院者は、特に支援が必要な者(措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とするものや地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者など)を対象。

○ サービス内容

- 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談
- 地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等。

○ 主な人員配置

- 従業者
・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

- ・ 地域移行支援サービス費 2,313単位/月(毎月算定。少なくとも月2回以上面接・同行による支援が要件。)

■ 主な加算

初回加算(500単位) →地域移行支援の利用を開始した月に加算	退院・退所月加算 (2,700単位) →退院・退所する月に加算	集中支援加算(500単位) →退院・退所月以外で月6日以上面接・同行による支援を行った場合に月ごとに加算	特別地域加算(15%加算) →中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価
------------------------------------	---------------------------------------	---	--

○ 事業所数 272(国保連平成27年10月実績)

○ 利用者数 475(国保連平成27年10月実績)

地域定着支援

○対象者

- 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。
 - ① 居宅において単身で生活する障害者
 - ② 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者
 - ※ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者も含む。
 - ※ グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については、対象外。

○サービス内容

- 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談
- 障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の緊急時の各種支援

○主な人員配置

- 従業者
 - ・1人以上は相談支援専門員であること。
- 管理者

○報酬単価（平成27年4月～）

■ 基本報酬

地域定着支援サービス費 [体制確保分] 302単位／月(毎月算定)
[緊急時支援分] 705単位／日(緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定)

■ 主な加算

特別地域加算(15%加算)
→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

○事業所数 424(国保連平成27年10月実績)

○利用者数 2,232(国保連平成27年10月実績)

きめ細かいモニタリングの実施について

- モニタリングの実施については、標準期間として、対象者の状況等に応じて、1月、6月、12月ごとに行うことを目安として示しており、それらを市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとしているところであるが、利用している障害福祉サービスや障害児通所支援をもって、一律に設定されているとの指摘がある。
- 利用者への適切なマネジメントを継続的・効果的に行うため、きめ細かいモニタリングを実施できるよう対応

(現行の標準期間)

- ① 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者 → 利用開始から3ヶ月間、毎月
- ② 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域相談支援利用者 ※①を除く → 6ヶ月ごと
ただし、以下の者(従前の制度の対象者)を除く。 → 毎月
 - ・ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ・ 単身の世帯に属するため連絡調整を行うことが困難である者
 - ・ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者
- ③ 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援 → 1年ごと

○ きめ細かいモニタリングの実施が必要な対象者

例えば次のような利用者については、標準期間よりきめ細かに2、3月ごとに実施する取扱いとする。

(計画相談支援)

- a 就労や社会参加のために能力の向上等必要な訓練を行っている者
- b 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- c 障害福祉サービスのみ利用している65歳以上の者
- d 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

(障害児相談支援)

- a 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化のおそれのある者
- b 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(抜粋)

(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

<p>(新) (2) 継続サービス利用支援費の算定月の取扱い</p>	<p>(旧) (2) 継続サービス利用支援費の算定月の取扱い</p>
<p>継続サービス利用支援費については、法第5条第21項に規定する厚生労働省令で定める期間を踏まえ、<u>市町村が障害者の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できること。</u></p>	<p>継続サービス利用支援費については、法第5条第21項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに指定継続サービス利用支援を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された指定継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できること。</p>

<<モニタリング頻度の決定における理由>>

毎月

- * 退院したばかりでサービス調整と本人の状態の変化を見守る必要がある。
- * 事業所で落ち着いておらず、頻繁な調整が必要である。
- * 介護保険への移行調整中。
- * 虐待あり（要家族支援ケース）である。
- * 重症心身障害者であり、5事業所以上を利用しており、サービスの調整を毎月必要とする。
- * 障がいのある方が複数いる家庭で家族支援を必要とする。
- * 自殺未遂歴あり。状態の確認および家族支援を必要とする。

2ヶ月

- * 母が出産を控えており、家庭環境やサービス状況の変化が見込まれる。
- * 生活困窮者であり、生活が不安定で家族支援を必要とする。
- * 家族はいるものの判断能力に課題があり、家族支援も必要とする。
- * 以前にDVがあり、落ち着いているものの見守り確認を必要とする。
- * 通所が不安定で家族ともに思いが変わりやすい。

3ヶ月

- * 一般就労を希望しており、就労前の生活状況や能力の把握など就労に向けた状態のモニタリングなどを必要とする。
- * GHに入居しているが、地域移行の希望があり調整を必要とする。
- * 幼児であり、成長の変化が著しい。
- * 家族の波があり、不安感が強く定期的な状態確認を必要とする。
- * 家族も判断能力が低く、定期的な確認・見守りを必要とする。
- * 障がいのある方が複数いる家庭で落ち着いてはいるものの、定期的な確認を必要とする。
- * 虐待までには至っていないものの虐待のリスクがある。

4ヶ月

- * 学齢期であり、長期休暇、学期の変わり、年度変わりなどにより状況の聞き取りやその後の調整を必要とする。

地域生活支援事業について

(障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条)

【事業の目的】

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。**

【事業の性格】

- (1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業
[地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況
[柔軟な形態] ①委託契約、広域連合等の活用
②突発的なニーズに臨機応変に対応が可能
③個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能
- (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）
- (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも可能。

【財源】

補助金（一部交付税措置あり）※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助

【都道府県事業】 国1/2以内で補助

【市町村事業】 国1/2以内、都道府県1/4以内で補助

【予算額】

平成27年度（案） 464億円

平成27年度地域生活支援事業一覧

市 町 村 事 業

1 理解促進研修・啓発事業

2 自発的活動支援事業

3 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業《交付税》【実施率100%】

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

【H25年度：実施率50.4%、国庫負担31億円】

(3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

4 成年後見制度利用支援事業

5 成年後見制度法人後見支援事業

6 意思疎通支援事業

7 日常生活用具給付等事業

8 手話奉仕員養成研修事業

9 移動支援事業

10 地域活動支援センター機能強化事業

11 任意事業

【日常生活支援】

(1) 福祉ホームの運営

(2) 訪問入浴サービス

(3) 生活訓練等

(4) 日中一時支援

(5) 地域移行のための安心生活支援

(6) 巡回支援専門員整備

(7) 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保

(8) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援

【社会参加支援】

(1) レクリエーション活動等支援

(2) 文化芸術活動振興

(3) 点字・声の広報等発行

(4) 奉仕員養成研修

(5) 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進

(6) 自動車運転免許取得・改造助成

【権利擁護支援】

(1) 成年後見制度普及啓発

(2) 障害者虐待防止対策支援

【就業・就労支援】

(1) 盲人ホームの運営

(2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）

(3) 更生訓練費給付

(4) 知的障害者職親委託

12 障害支援区分認定等事務

平成27年度地域生活支援事業一覧

都道府県事業

1 専門性の高い相談支援事業

- (1) 発達障害者支援センター運営事業
【実施率100%、国庫負担8億円】
- (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業【実施率100%、国庫負担1.8億円】
- (3) 障害児等療育支援事業《交付税》
- (4) 障害者就業・生活支援センター事業《※》

2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

- (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

5 広域的な支援事業

- (1) 都道府県相談支援体制整備事業
【実施率75%、国庫負担3億円】
- (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

6 サービス・相談支援者、指導者育成事業

- (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業
- (2) 相談支援従事者研修事業
- (3) サービス管理責任者研修事業
- (4) 居宅介護従事者等養成研修事業
- (5) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業
- (6) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業
- (7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
- (8) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業
- (9) 精神障害者関係従事者養成研修事業

(※)障害者総合支援事業費補助金で実施

7 任意事業

【日常生活支援】

- (1) 福祉ホームの運営
- (2) オストメイト（人工肛門、人工膀胱増設者）社会適応訓練
- (3) 音声機能障害者発声訓練事業
- (4) 発達障害者支援体制整備
- (5) 児童発達支援センター等の機能強化等
- (6) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進

【社会参加支援】

- (1) 手話通訳者設置
- (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供
- (3) 点字・声の広報等発行
- (4) 点字による即時情報ネットワーク
- (5) 障害者ITサポートセンター運営
- (6) パソコンボランティア養成・派遣事業
- (7) 都道府県障害者社会参加推進センター運営
- (8) 身体障害者補助犬育成
- (9) 奉仕員養成研修
- (10) レクリエーション活動等支援
- (11) 文化芸術活動振興
- (12) サービス提供者情報提供等

【権利擁護支援】

- (1) 成年後見制度普及啓発
- (2) 障害者虐待防止対策支援

【就業・就労支援】

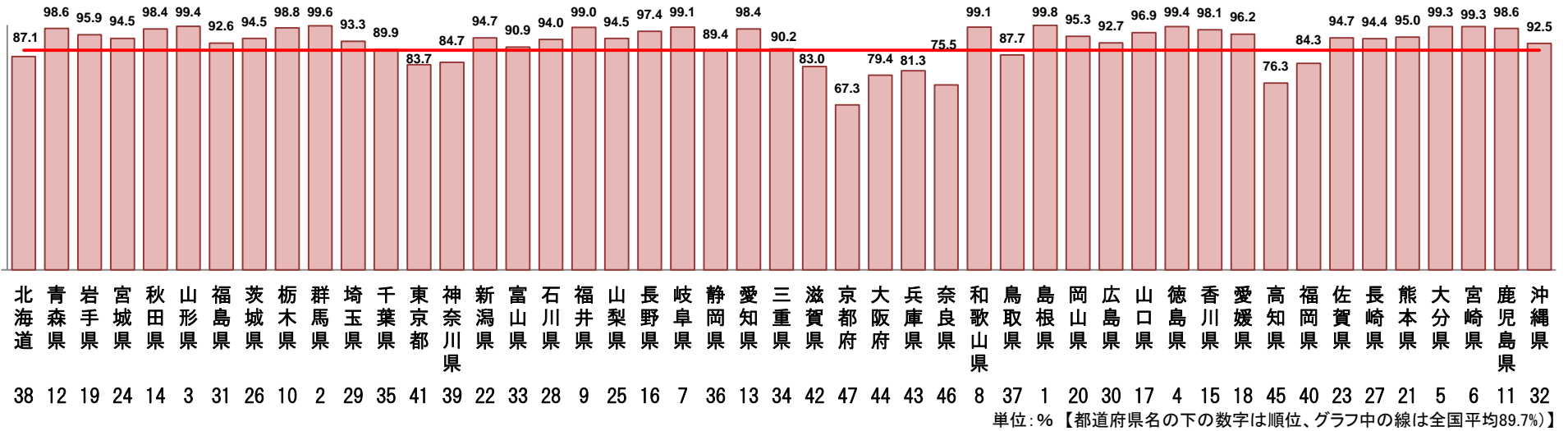
- (1) 盲人ホームの運営
- (2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）
- (3) 一般就労移行等促進
- (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等

【重度障害者に係る市町村特別支援】

3 計画相談支援・障害児相談支援の現状

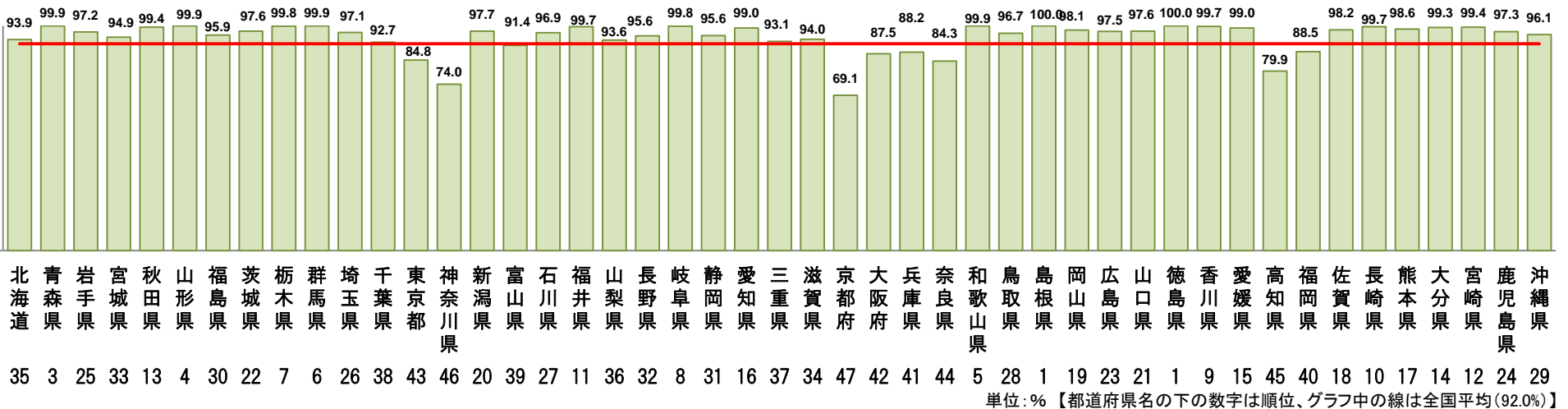
計画相談支援 関連データ（都道府県別：実績）

○ 都道府県別 計画相談支援実績（H27.12：厚生労働省調べ）



↑ 同月の障害福祉サービス・地域相談支援の利用者のうち既にサービス等利用計画を作成しているものの割合

○ 都道府県別 障害児相談支援実績（H27.12：厚生労働省調べ）



↑ 同月の障害児通所支援の利用者のうち既に障害児支援利用計画を作成しているものの割合

市町村の計画相談支援の達成状況(H27.12末)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ全国市町村1,741か所中

達成率	箇所数	割合
90%以上	1,399か所	80.4%
80%以上90%未満	195か所	11.2%
70%以上80%未満	74か所	4.3%
60%以上70%未満	32か所	1.8%
50%以上60%未満	22か所	1.3%
40%以上50%未満	7か所	0.4%
30%以上40%未満	4か所	0.2%
20%以上30%未満	2か所	0.1%
20%未満	2か所	0.1%
該当なし	4か所	0.2%

95.9%

0.8%

※ セルフプランの全国平均値18.0%(30%以上が120市町村。一方で、1%以下が963市町村。)

市町村の障害児相談支援の達成状況(H27.12末)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ全国市町村1,741か所中

達成率	箇所数	割合
90%以上	1,444か所	82.9%
80%以上90%未満	78か所	4.5%
70%以上80%未満	48か所	2.8%
60%以上70%未満	32か所	1.8%
50%以上60%未満	10か所	0.6%
40%以上50%未満	8か所	0.5%
30%以上40%未満	7か所	0.4%
20%以上30%未満	5か所	0.3%
20%未満	9か所	0.5%
該当なし	100か所	5.7%

90.2% (82.9% + 4.5% + 2.8%)

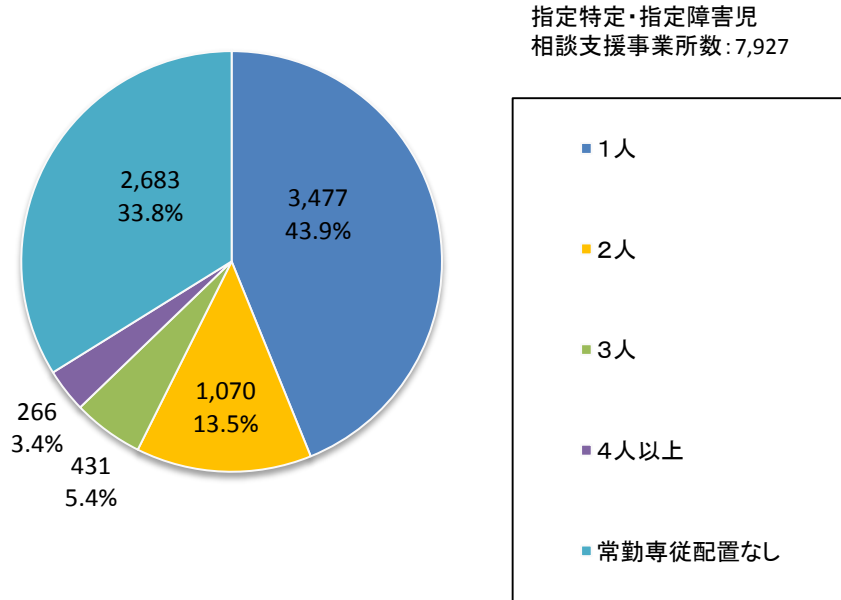
1.7% (0.4% + 0.3% + 0.5%)

※ セルフプランの全国平均値28.8%(30%以上が344市町村。一方で、1%以下が995市町村。)

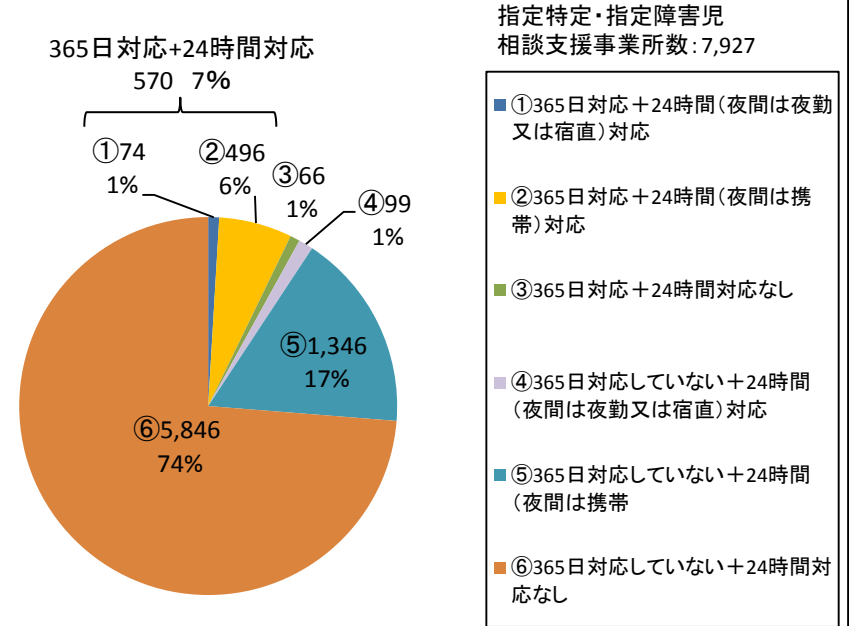
4 相談支援事業所等の現状

各自治体における相談支援に関する現状

指定特定・指定障害児相談支援事業所における常勤・専従の相談支援専門員配置状況



指定特定・指定障害児相談支援事業所の対応日・対応時間

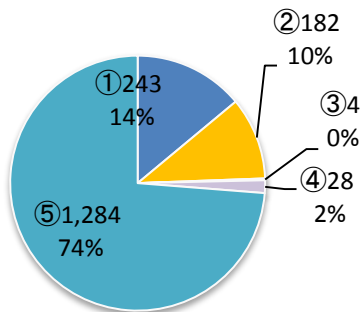


各月4月時点	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
基幹相談支援センター設置市町村数	156 (9%)	314 (18%)	367 (21%)	429 (25%)
各月4月時点	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
障害者相談支援事業委託市町村数	1,482 (85%)	1,528 (88%)	1,552 (89%)	1,554 (89%)

基幹相談支援センターについて(H27.4.1)

基幹相談支援センターの設置状況

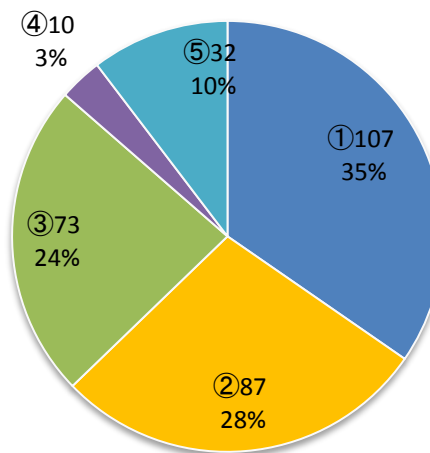
市町村数:1,741



- ①市町村単独で設置
- ②複数市町村共同で設置
- ③市町村単独+複数市町村共同で設置
- ④平成27年度中に設置予定
- ⑤平成27年度においては設置予定はない

窓口の設置場所

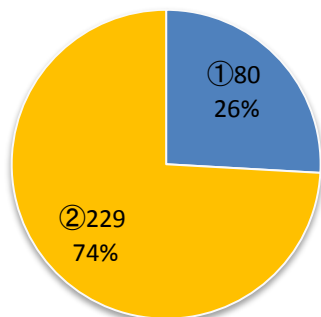
設置箇所数:309



- ①市町村役所
- ②公共施設
- ③障害福祉サービス事業所内
- ④障害者支援施設
- ⑤その他

基幹相談支援センターの設置方法

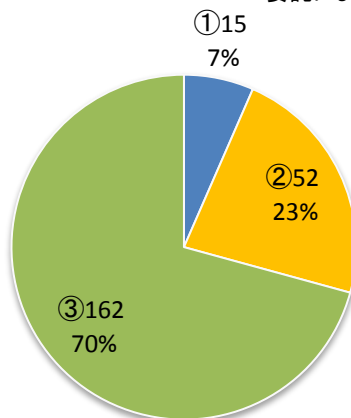
設置箇所数:309



- ①直営で設置
- ②指定相談支援事業所に委託

委託により設置する場合の委託先の相談支援に係る指定状況

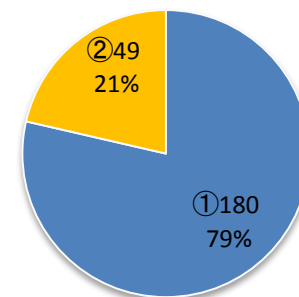
委託により設置している箇所数:229



- ①一般相談支援事業所の指定あり
- ②特定相談支援事業所の指定あり
- ③一般+特定相談支援事業所の指定あり

委託により設置する場合の障害者相談支援事業の委託状況

委託により設置している箇所数:229

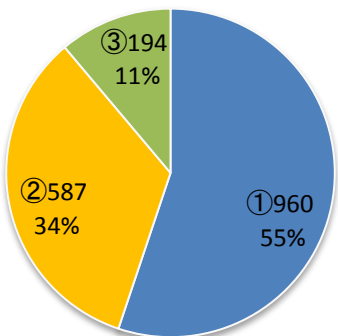


- ①委託あり
- ②委託なし

障害者相談支援事業について(H27.4.1)

障害者相談支援事業の実施形態

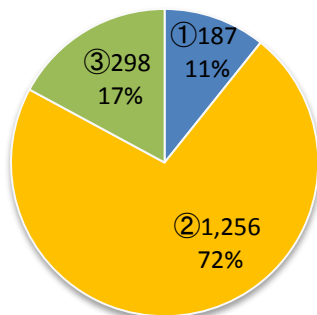
市町村数: 1,741



- ①単独で実施
- ②複数市町村共同で実施
- ③単独+複数市町村共同で実施

障害者相談支援事業の実施方法

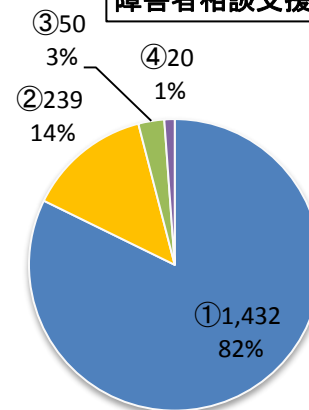
市町村数: 1,741



- ①直営で実施
- ②指定特定・指定一般・指定障害児相談支援事業所に委託で実施
- ③直営で実施+指定特定・指定一般・指定障害児相談支援事業所に委託で実施

障害者相談支援事業の運営方法

市町村数: 1,741



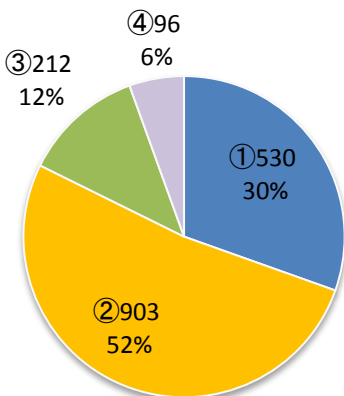
- ①3障害一元化して実施
- ②障害種別ごとに実施
- ③地域包括支援センターと一体的に実施(3障害一元化)
- ④その他

※ 「地域包括支援センターと一体的に実施(3障害一元化)」と、「3障害一元化して実施」又は「障害種別ごとに実施」の場合は、「地域包括支援センターと一体的に実施(3障害一元化)」に集計

※ 「3障害一元化して実施」と「障害種別ごとに実施」の場合は、「3障害一元化して実施」に集計

障害者相談支援事業の対応日

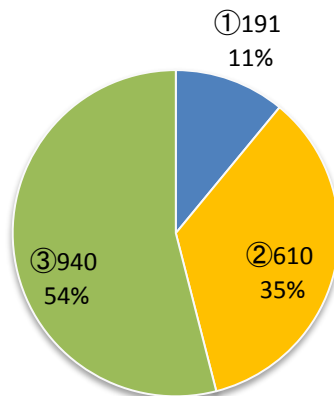
市町村数: 1,741



- ①365日対応している
- ②平日(月~金)のみ対応している
- ③平日(月~金)+土曜日対応している
- ④その他

障害者相談支援事業の対応時間

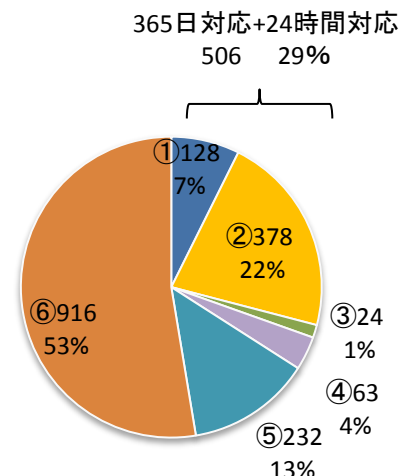
市町村数: 1,741



- ①24時間対応(夜間は宿直により対応)
- ②24時間対応(夜間は携帯電話により対応)
- ③24時間対応していない

障害者相談支援事業の対応日・対応時間

市町村数: 1,741



- ①365日対応+24時間(夜間は夜勤又は宿直)対応
- ②365日対応+24時間(夜間は携帯)対応
- ③365日対応+24時間対応なし
- ④365日対応していない+24時間(夜間は夜勤又は宿直)対応
- ⑤365日対応していない+24時間(夜間は携帯)
- ⑥365日対応していない+24時間対応なし

障害児等療育支援事業について(H27.4.1)

障害児等療育支援事業の実施状況

都道府県数:47
指定都市・中核市数:63

	都道府県	指定都市 ・ 中核市	合 計
実 施	45	50	95
未実施	2	13	15

障害児等療育支援事業の実施方法

実施都道府県数:45
実施指定都市・中核市数:50

	都道府県	指定都市 ・ 中核市	合 計
直営で実施	5	5	10
障害児施設等に 委託で実施	31	40	71
直営+障害児施 設等で実施	9	5	14

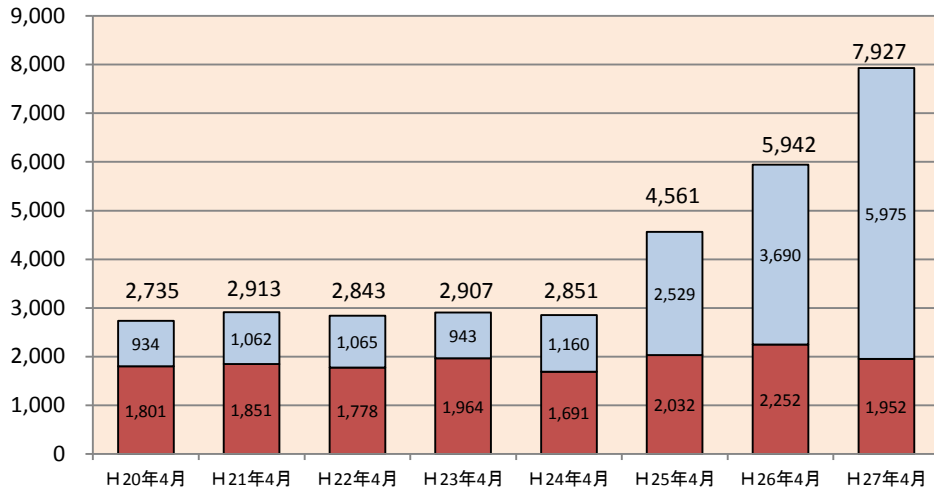
障害児等療育支援事業の実施内容

実施都道府県数:45
実施指定都市・中核市数:50

	都道府県	指定都市 ・ 中核市	合 計
訪問による療育指導	39	42	81
外来による専門的な療育 相談、指導	40	48	88
障害児の通う保育所や障害児 通園事業等の職員の療育技 術の指導	43	46	89
療育機関に対する支援	31	23	54

指定特定・指定障害児相談支援事業所等について(H27.4.1)

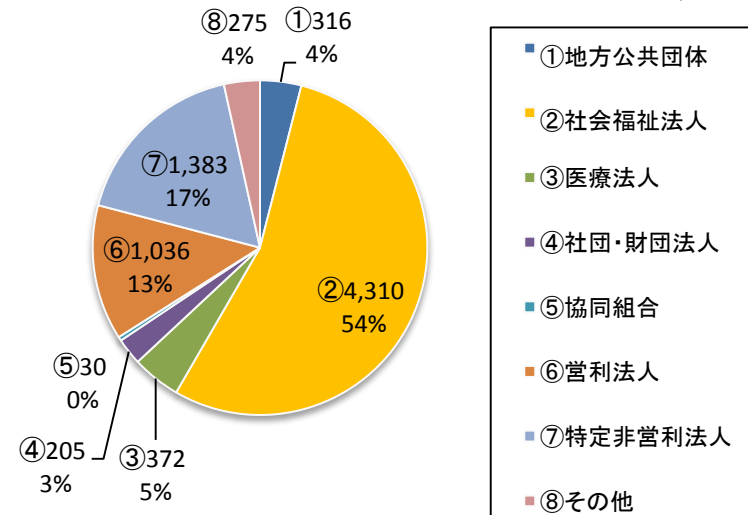
指定特定・指定障害児相談支援事業所数(経年比較)



※H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所数
 ※H23年4月1日の指定相談支援事業所数は、被災3県を除くデータ。

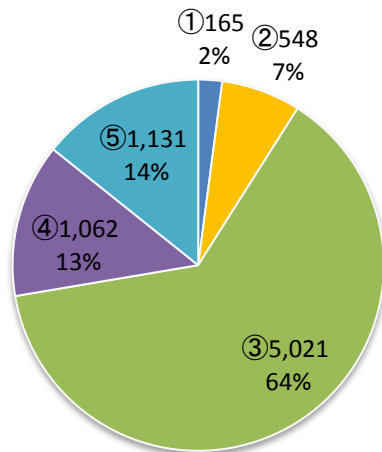
指定特定・指定障害児相談支援事業所の運営主体

指定特定・指定障害児
 相談支援事業所数:7,927



指定特定・指定障害児相談支援事業所の窓口の設置場所

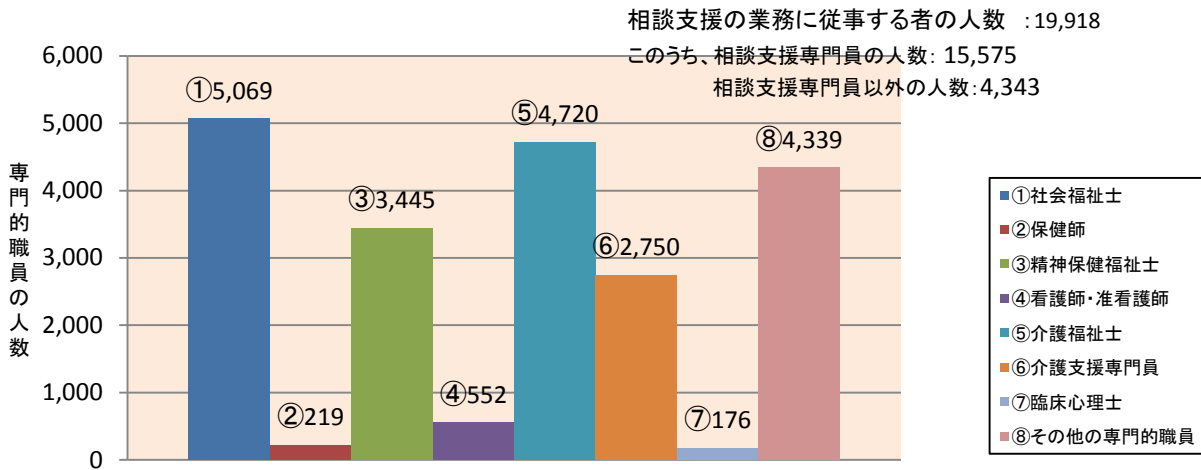
指定特定・指定障害児
 相談支援事業所数:7,927



- ①市町村役所
- ②公共施設
- ③障害福祉サービス事業所内
- ④障害者支援施設
- ⑤その他

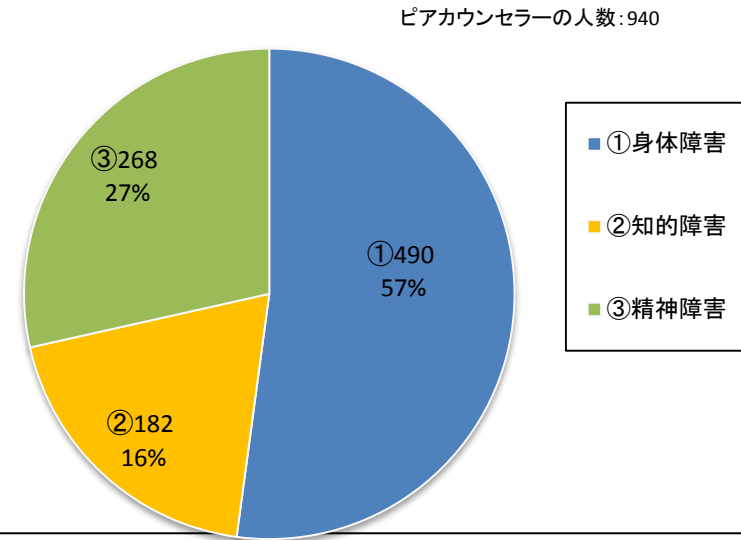
指定特定・指定障害児相談支援事業所等について(H27.4.1)

指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている専門的職員の人数

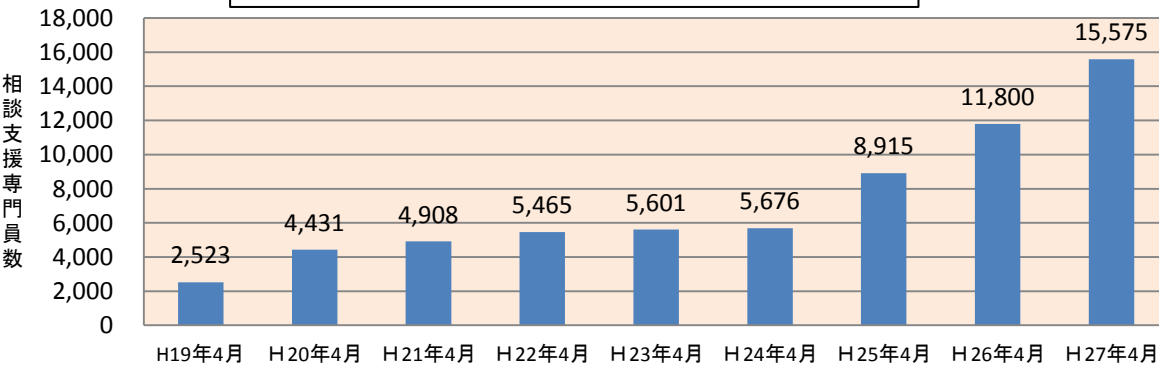


※1人の者が複数の資格を有する場合は、複数に人数を計上
 ※指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する者の人数も含めて計上している。

指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されているピアカウンセラーの人数



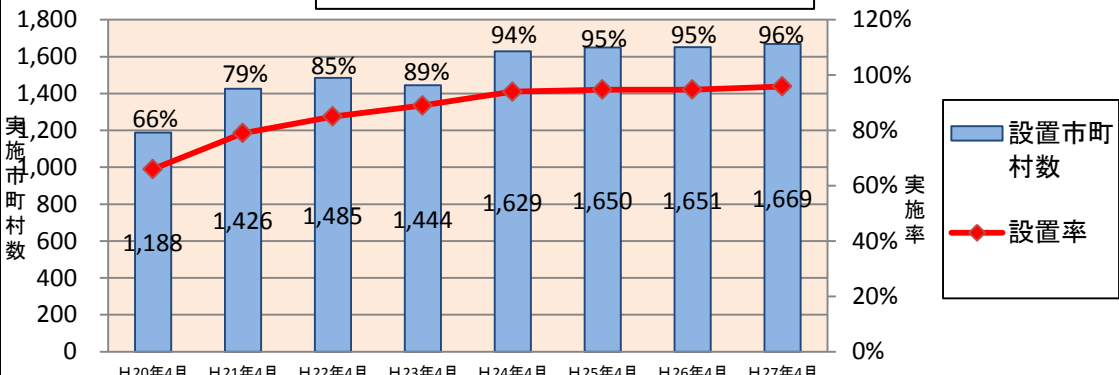
指定特定・指定障害児相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の数(経年比)



※H23年度以前のデータは、指定相談支援事業所に配置されている相談支援専門員の数。
 ※H23年4月1日の相談支援専門員の数、被災3県を除くデータ。
 ※指定特定・指定障害児相談支援事業所の指定以外に、指定一般相談支援事業所の指定も併せて受けている場合、指定一般相談支援事業所の相談支援の業務に従事する相談支援専門員の数も含めて計上している。

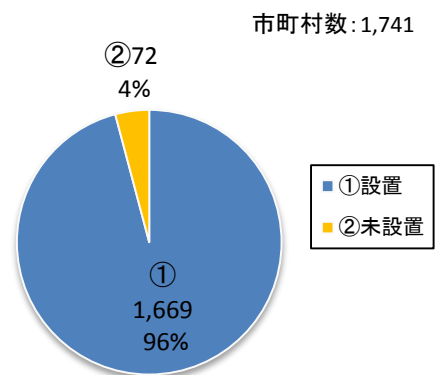
市町村(自立支援)協議会について(H27.4.1)

(自立支援)協議会の設置状況(経年比較)

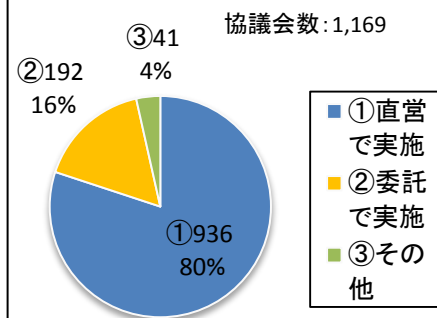


※平成23年4月1日以前の設置状況は、地域自立支援協議会の設置状況。
 ※平成23年4月1日の設置状況は、被災3県を除くデータ。
 ※平成25年4月1日の設置状況は、未提出の自治体を除いた暫定値。

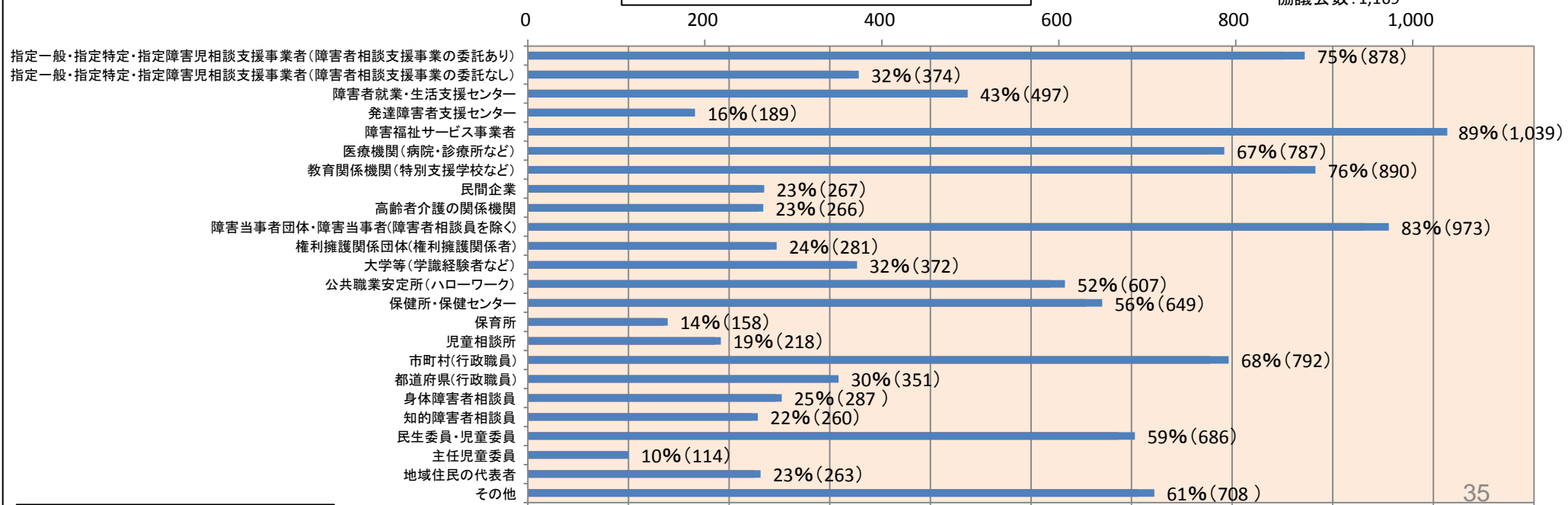
(自立支援)協議会の設置状況



(自立支援)協議会の事務局の運営方法



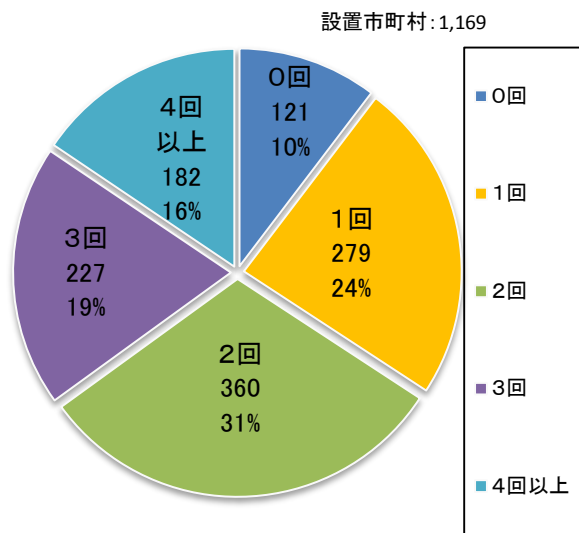
(自立支援)協議会の構成メンバー(所属別)



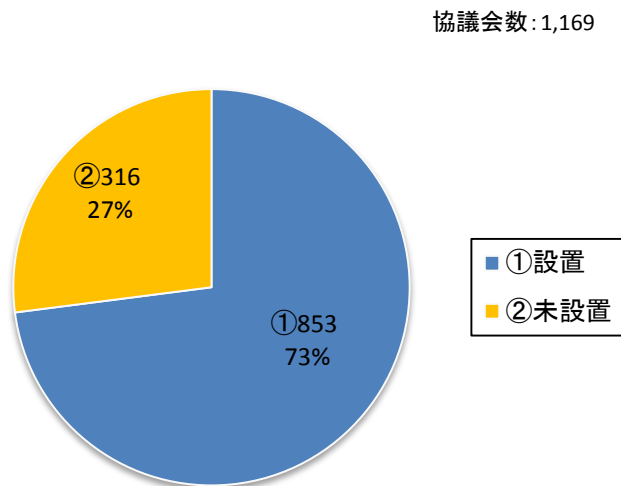
各機関に所属している者をメンバーとしている協議会の割合

市町村(自立支援)協議会 専門部会について(H27.4.1)

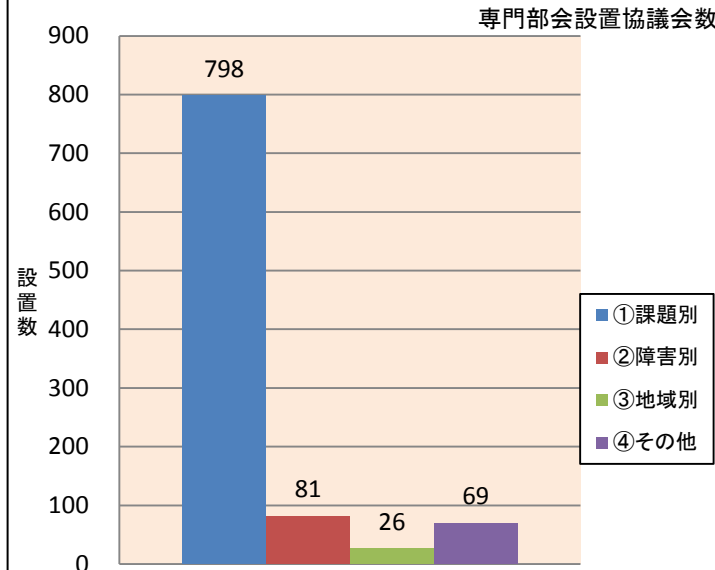
(自立支援)協議会の開催実績※専門部会を除く



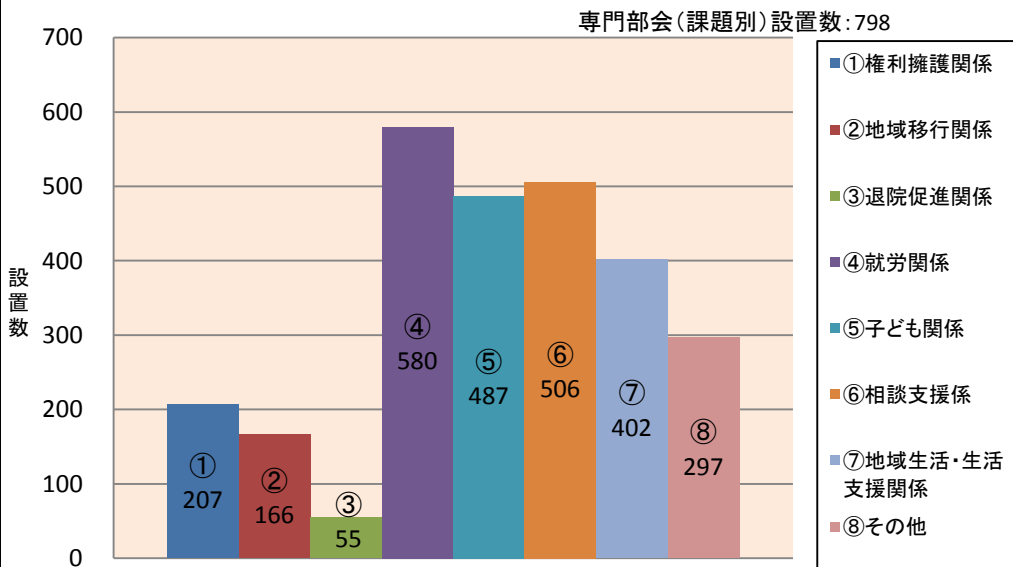
(自立支援)協議会専門部会の設置状況



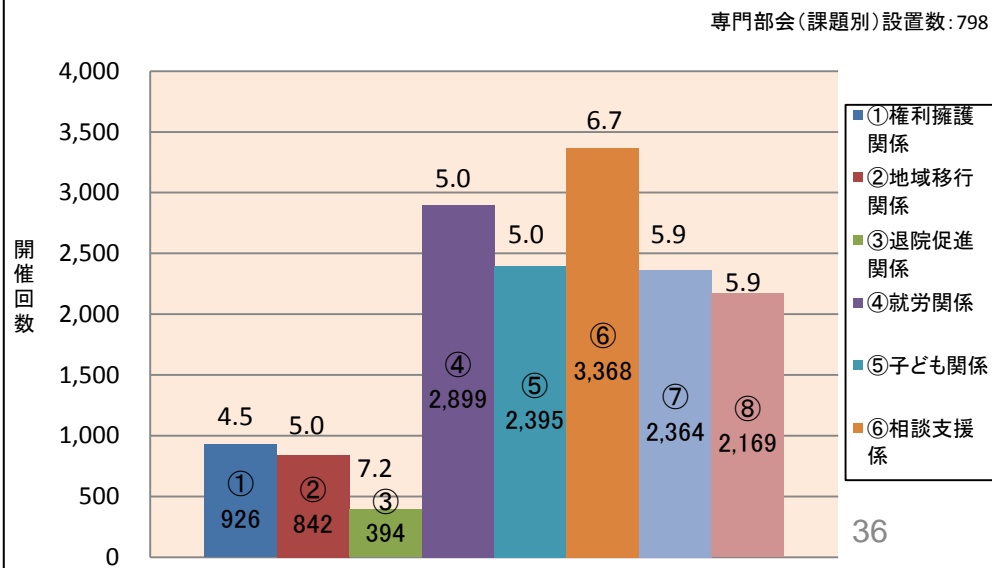
(自立支援)協議会の専門部会の種類



専門部会(課題別)の設置状況

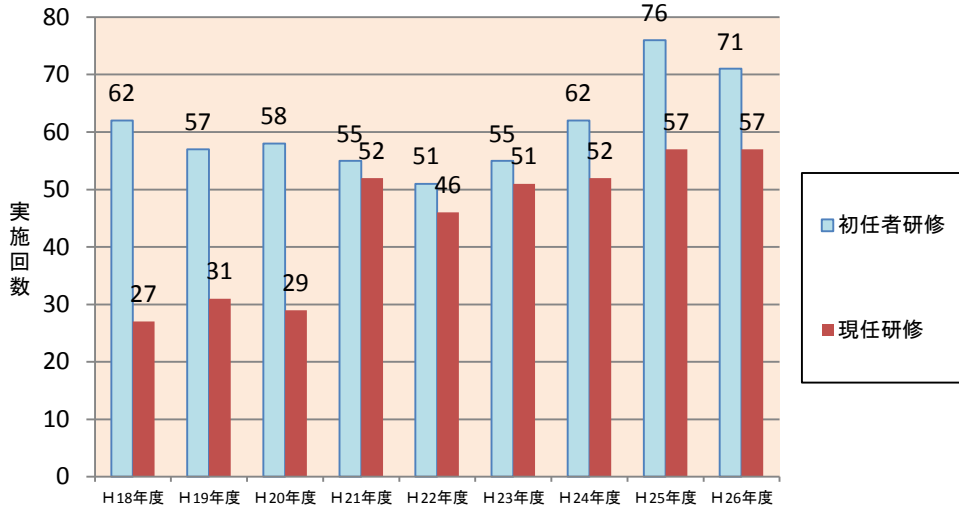


専門部会(課題別)の開催実績



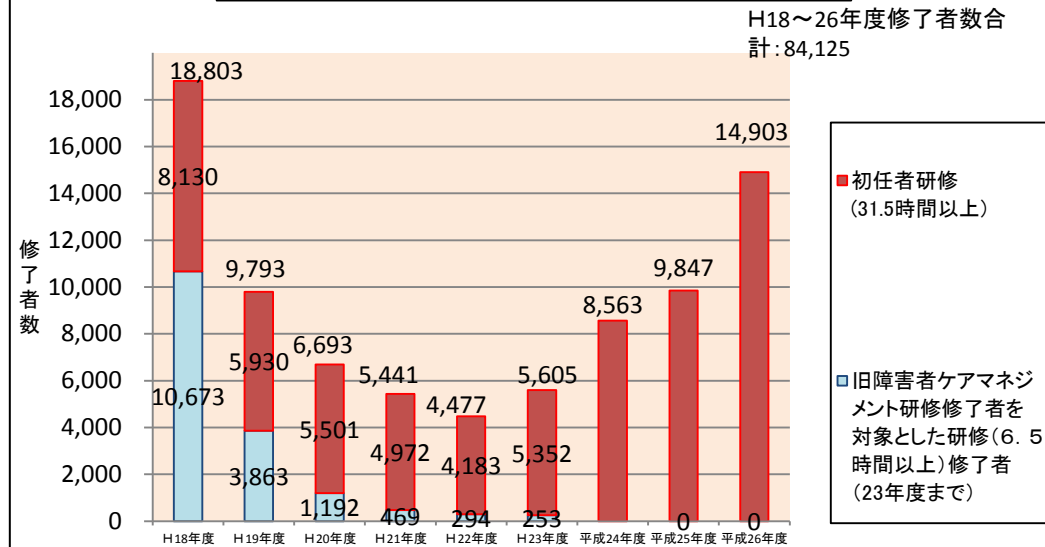
相談支援従事者研修について

相談支援従事者研修の実施回数(経年比較)



※H22年度の実施回数は、被災3県を除くデータ。

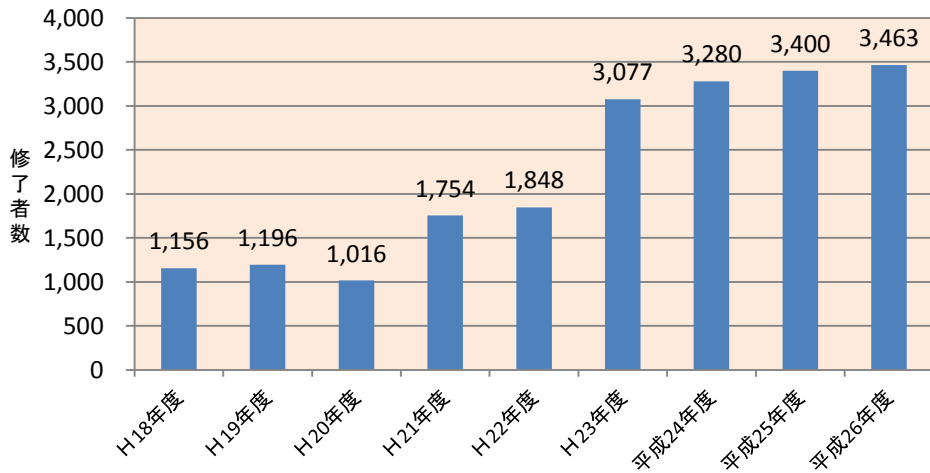
相談支援従事者初任者研修の修了者数(経年比較)



※H22年度の研修修了者数は、被災3県を除くデータ。

相談支援従事者現任研修の修了者数(経年比較)

H18～26年度修了者数合計: 20,190



※H22年度の研修修了者数は、被災3県を除くデータ。

5 相談支援専門員と介護支援専門員について

指定相談支援事業所と相談支援専門員

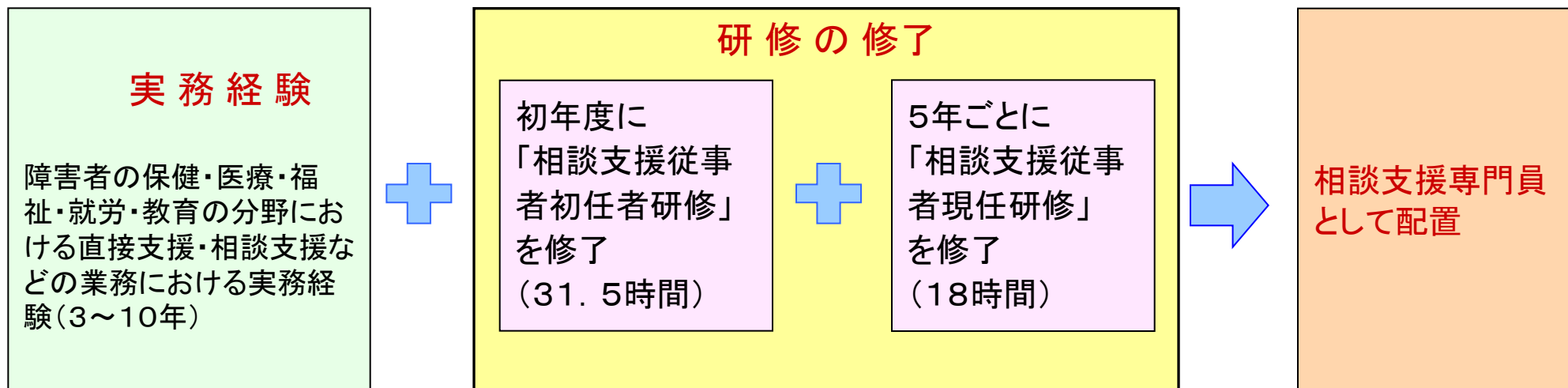
- 指定相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員等を配置。
- 指定相談支援事業所に配置された相談支援専門員等が、
 - 利用者の意向を踏まえたサービス等利用計画の作成
 - 地域移行・地域定着に向けた支援
 - 市町村の委託による障害者（児）の各種の相談支援を実施。

(参考)平成27年4月1日現在

指定特定・障害児相談支援事業所数:7,927事業所

相談支援専門員数:15,971人

【相談支援専門員の要件】



(参 考) 相 談 支 援 専 門 員 の 実 務 経 験

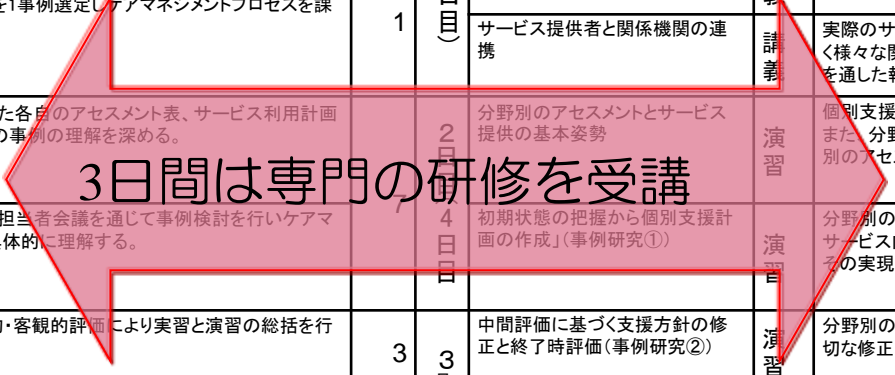
業務の範囲		相 談 支 援 専 門 員	
		業 務 内 容	実 務 経 験 年 数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※ 1	5 年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※ 2 を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が 1 年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	② 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	1 0 年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者 (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者	5 年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※ 2 による業務に 5 年以上従事している者	3 年以上

※ 1 平成 1 8 年 1 0 月 1 日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成 1 8 年 9 月 3 0 日までの間の期間が通算して 3 年以上

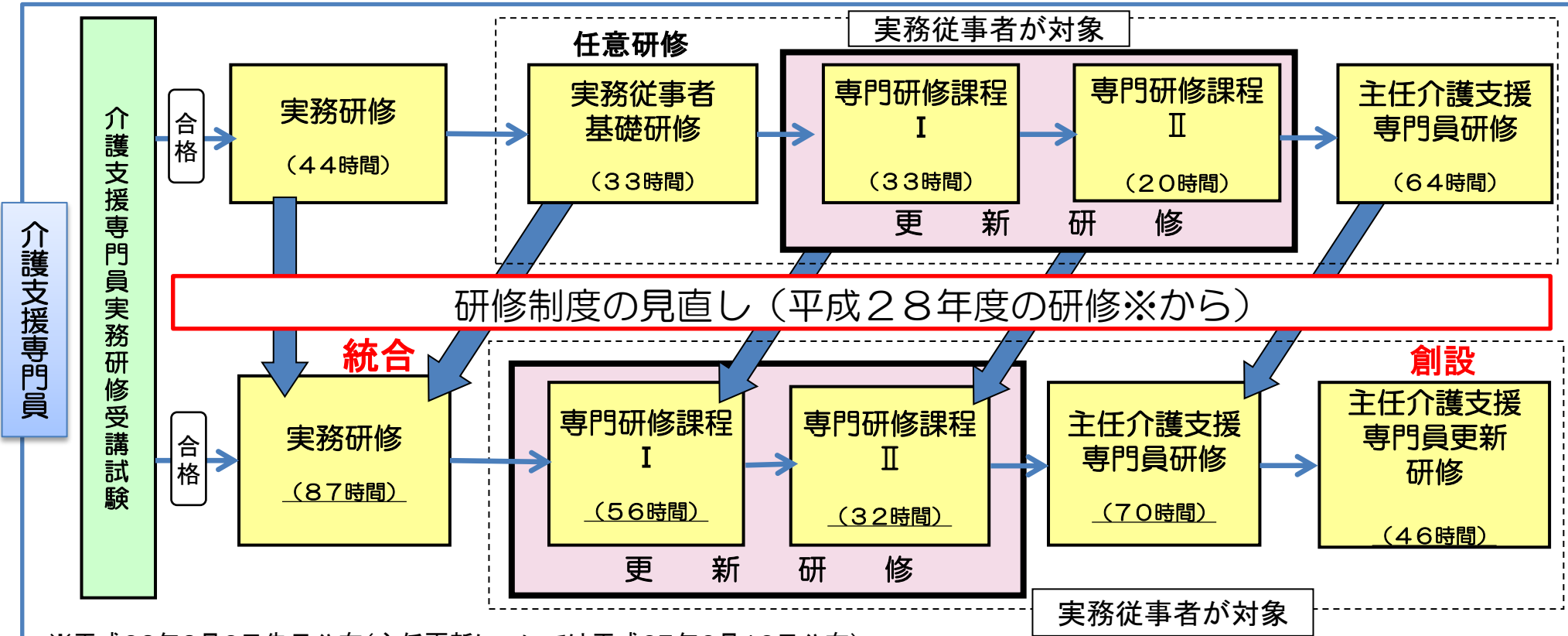
※ 2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

相談支援従事者初任者研修とサービス管理責任者研修との関係

障害者相談支援従事者初任者研修カリキュラム				サービス管理責任者研修カリキュラム				
科目		獲得目標		科目		獲得目標		
1 日目	開講式・オリエンテーション			相談支援従事者研修前半二日間を受講(左記のカリキュラム)				
	障害者の地域生活支援	講義	障害者の地域生活における人的支援、環境整備、就労支援、家族支援、医療、教育などの支援を理解する。			1.5		
	障害者ケアマネジメント(概論)	講義	ケアマネジメントの目的、理論的変遷、障害者の生活ニーズの捉え方の理解を深める。			2		
	相談支援における権利侵害と権利擁護	講義	ケアマネジメントプロセス全般における権利擁護の視点を理解する。			1.5		
2 日目	障害者自立支援法の概要	講義	障害者自立支援法の趣旨、目的やサービス内容の基本的な理解を深める。			1.5		
	障害者自立支援法におけるサービス利用計画の作成	講義	障害者自立支援法におけるサービス利用計画の作成プロセスと障害福祉サービスの利用の支給決定プロセスを理解する			1.5		
	相談支援事業と相談支援専門員	講義	障害者自立支援法におけるケアマネジメントの制度化と市町村における相談支援事業の役割を理解する。			3.5		
3 日目	ケアマネジメントの展開	演習	実例を通して、アセスメント・サービス利用計画作成・社会資源の活用と調整、モニタリング、実施評価を理解する。			6		
	実習ガイダンス	演習	実際の事例を選定して、ケアマネジメントプロセスを個別学習することによって、演習につなげる ※1在宅の事例を1事例選定しケアマネジメントプロセスを課外実習する。	1 日目 3 日目	講義	障害者自立支援法とサービス管理責任者の役割	障害者自立支援法における各事業の機能とサービス内容、サービスの質を確保するために必要なサービス管理者の基本的な役割について解説	2
					講義	サービス提供のプロセスと管理	サービス提供のプロセス全体を解説するとともに、サービス管理責任者がそのプロセスにどのように係わるかを具体的に解説	2
4 日目	演習Ⅰ(3)	演習	課外実習で作成した各自のアセスメント表、サービス利用計画書を発表し、相互の事例の理解を深める。		講義	サービス提供者と関係機関の連携	実際のサービス提供現場において、事業者又はサービス提供職員とそれを取り巻く様々な関係機関等とのネットワーク構築の事例を報告(就労か地域生活の事例を通じた報告を想定)	2
	演習Ⅱ(4)	演習	模擬的なサービス担当者会議を通じて事例検討を行いケアマネジメント手法を具体的に理解する。	2 日目 4 日目	演習	分野別のアセスメントとサービス提供の基本姿勢	個別支援計画の内容を左右するアセスメントについては分野別の特殊性が大きく、また分野によってサービスを提供する上での基本的姿勢が異なることから、分野別のアセスメント技法や特に配慮しなければならないポイントについて解説	3
					演習	初期状態の把握から個別支援計画の作成(事例研究①)	分野別の事例を用いて、アセスメントによる利用者像の正確な把握から各事業のサービス内容を理解した上で、以下の点に注意しながら到達すべき目標の設定と、その実現のための個別支援計画の作成について演習する	4
5 日目	演習のまとめ	演習	発表事例の事後的・客観的評価により実習と演習の総括を行う。	3 日目 5 日目	演習	中間評価に基づく支援方針の修正と終了時評価(事例研究②)	分野別の事例を用いて、サービス提供開始後の中間評価に基づく支援方針の適切な修正方法や、次のステージを想定した終了時評価のあり方について演習する	3
	地域自立支援協議会の役割と活用	講義	地域自立支援協議会の必要性と運営方法について理解する。		演習	サービス内容のチェックとマネジメントの実際(模擬会議)	個別支援計画の作成に係る会議をシミュレーションし、サービス管理責任者としてサービス提供者が展開する様々なサービス内容をチェックし、支援チームに対するマネジメントの方法について演習する	3
	閉講式							41
計			31.5					30.5

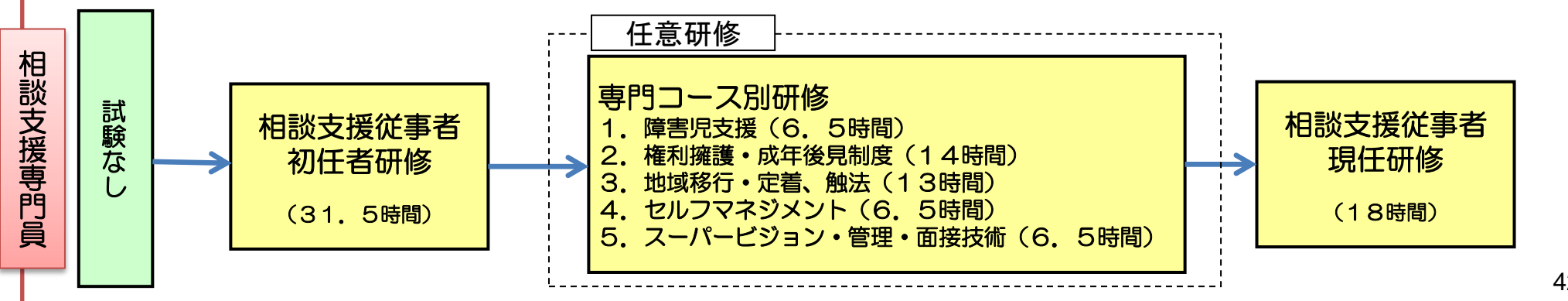


介護支援専門員と相談支援専門員の研修制度の比較



※平成26年6月2日告示公布(主任更新については平成27年2月12日公布)

※ 実務研修等は平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年4月1日から施行。



○介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格（下記のいずれかの要件を満たす者）

1. 法定資格保有者

保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

2. 生活相談員

生活相談員として、介護老人福祉施設等において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

3. 支援相談員

支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間

4. 相談支援専門員

相談支援専門員が、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務等に従事した期間

5. 主任相談支援員

生活困窮者自立支援法第2条第3項に規定する事業の従事者として従事した期間

通算して5年以上

(参考) 改正前の介護支援専門員(ケアマネジャー)の受験要件

○介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格(下記のいずれかの要件を満たす者)

法定資格<実務経験5年>

○保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務に従事した期間が5年以上

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士。

相談援助業務<実務経験5年>

○以下の施設等において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談対応や、助言・指導等の援助を行う業務に従事した期間が5年以上

- ・老人福祉施設、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設
- ・老人デイサービス事業、障害者総合支援法に基づく共同生活介護
- ・福祉事務所(ケースワーカー)
- ・医療機関における医療社会事業(MSW) など

介護等業務<実務経験5年又は10年>

○以下の施設等において、要介護者等の介護・介護者に対する介護に関する指導を行う業務に従事した期間が、

- ①社会福祉主事任用資格者や訪問介護2級研修修了者であれば5年以上、
- ②それ以外であれば10年以上

- ・介護保険施設、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設
- ・老人居宅介護等事業、障害者総合支援法に基づく居宅介護 など

居宅介護支援・計画相談支援の概要

居宅介護支援

定義

「居宅介護支援」とは、居宅の要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行い、介護保険施設等への入所を要する場合は、当該施設等への紹介を行うことをいう。

人員基準

居宅介護支援事業所において、居宅介護支援を提供するために必要な人員は次のとおり。

管理者	常勤の介護支援専門員を配置
介護支援専門員	利用者35人に対し1人を配置

※請求事業所数（平成27年3月サービス分）
38,541事業所
【出典】介護給付費実態調査平成27年4月審査分

※介護支援専門員従事者数（平成26年3月末）
162,851人
【出典】平成25年介護サービス施設・事業所調査

計画相談支援

定義

「計画相談支援」とは、「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」をいい、障害者等が障害福祉サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、障害者等の希望等を勘案し、サービス等利用計画を作成するとともに、継続して障害福祉サービス等を利用できるよう関係者との連絡調整を行うことをいう。

人員基準

特定相談支援事業所において、計画相談支援を提供するために必要な人員は次のとおり。

管理者	常勤の者を配置
相談支援専門員	1人以上を配置

※事業所数（平成27年4月1日）
7,927事業所

※相談支援専門員従事者数（平成27年4月1日）
15,971人

【出典】「障害者相談支援事業の実施状況等の調査結果について」（平成27年度障害福祉課調べ）

報酬（居宅介護支援費と計画相談支援費）の比較

居宅介護支援

居宅介護支援費		
Ⅰ	要介護1～2	1,042単位
	要介護3～5	1,353単位
Ⅱ	要介護1～2	521単位
	要介護3～5	677単位
Ⅲ	要介護1～2	313単位
	要介護3～5	406単位

※取扱件数が（Ⅰ）は40未満、（Ⅱ）は40以上60未満、（Ⅲ）は60以上の部分について算定する。

特定事業所加算Ⅰ（500単位/月）

- ① 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。
- ② 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。
- ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤ 算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～要介護5である者の割合が4割以上であること。
- ⑥ 当該事業所における介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること。
- ⑦ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。
- ⑧ 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。
- ⑨ 運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑩ 当該事業所における介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が40件未満であること。
- ⑪ 実務研修の実習等に協力又は協力体制を確保していること。

特定事業所加算Ⅱ（400単位/月）

- ① 特定事業所加算Ⅰの②、③、④、⑥、⑦、⑨、⑩及び⑪を満たすこと。
- ② 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していること。

特定事業所加算Ⅲ（300単位/月）

- ① 特定事業所加算Ⅰの③、④、⑥、⑦、⑨、⑩及び⑪を満たすこと。
- ② 特定事業所加算Ⅱの②を満たすこと。
- ③ 常勤かつ専従の介護支援専門員を2名以上配置していること。

計画相談支援

計画相談支援費	
サービス利用支援費	1,611単位
継続サービス利用支援費	1,310単位

居宅介護支援重複減算

Ⅰ	要介護1～2	▲705単位
Ⅱ	要介護3～5	▲1,007単位

※1人の相談支援専門員が要介護者に対し、指定居宅介護支援と一体的に指定計画相談支援を提供する場合に減算する。

特定事業所加算（300単位/月）

- ① 常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。
- ③ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ④ 全ての相談支援専門員に対し、①に規定する相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。
- ⑤ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、計画相談支援を提供していること。
- ⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする施設。（介護保険法第115条の46第1項）

総合相談支援業務

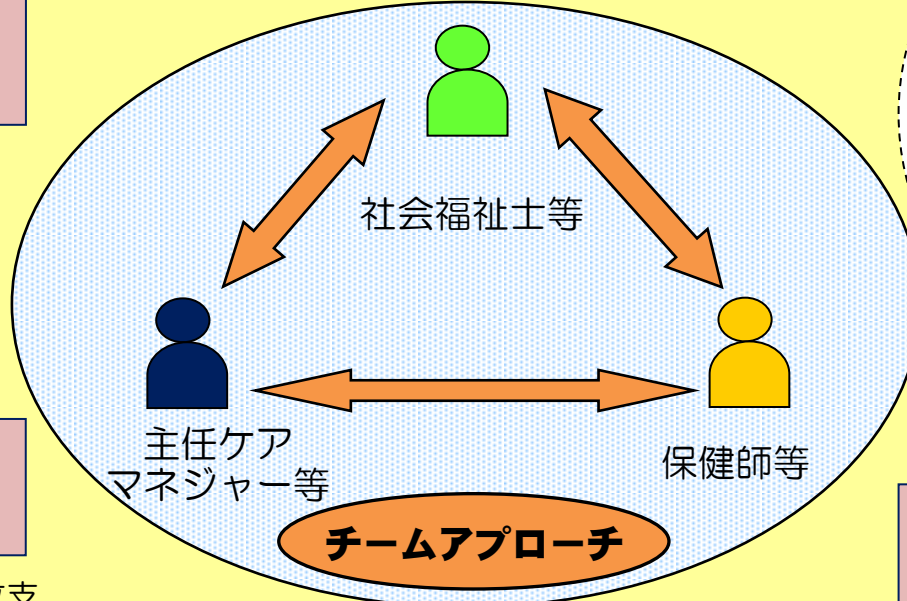
住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施

権利擁護業務

- ・ 成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応など

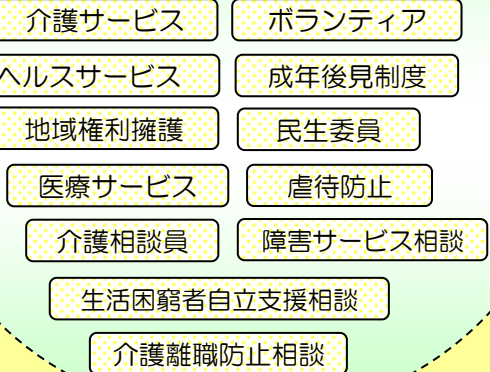
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ・ 「地域ケア会議」等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援
- ・ ケアマネジャーへの日常的個別指導・相談
- ・ 支援困難事例等への指導・助言



多面的（制度横断的）支援の展開

行政機関、保健所、医療機関、児童相談所など必要なサービスにつなぐ



介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）

要支援・要介護状態になる可能性のある方に対する介護予防ケアプランの作成など（総合事業または二次予防事業）

全国で4,557か所。
（ランチ等を含め7,228か所）

※平成26年4月末現在。全ての市町村に設置
→日常生活圏域への設置を推進

(参考条文) 介護保険法

(地域包括支援センター)

第百十五条の四十六 地域包括支援センターは、第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び第百十五条の四十五第二項各号に掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。

3 次条第一項の規定による委託を受けた者（第百十五条の四十五第二項第四号から第六号までに掲げる事業のみの委託を受けたものを除く。）は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。

4 地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上に努めなければならない。

5 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。

6 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

7 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員法（昭和三十二年法律第百九十八号）に定める民生委員、被保険者の地域における自立した日常生活の支援又は要介護状態等となることの予防若しくは要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための事業を行う者その他の関係者との連携に努めなければならない。

(会議)

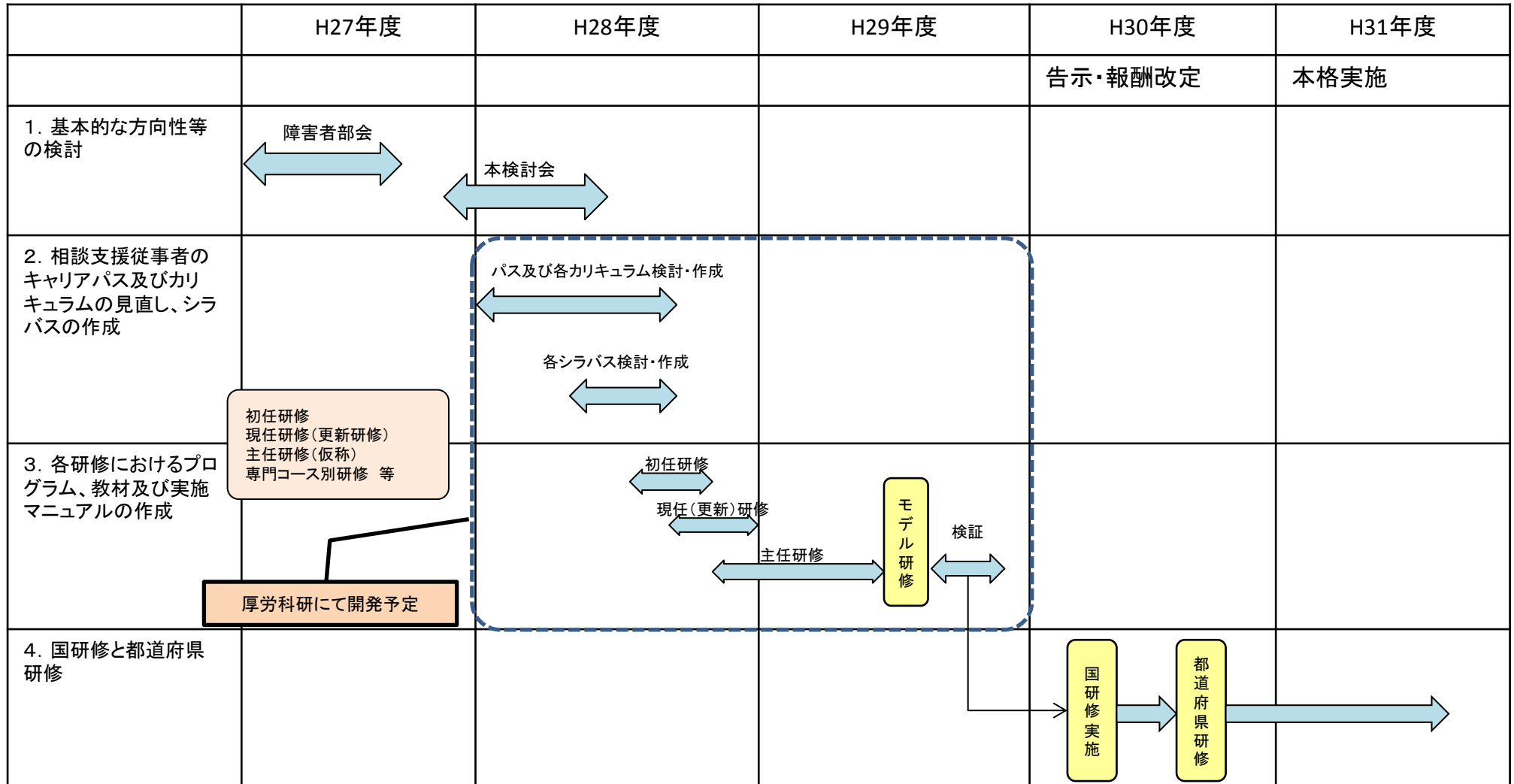
第百十五条の四十八 市町村は、第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関及び関係団体（以下この条において「関係者等」という。）により構成される会議（以下この条において「会議」という。）を置くように努めなければならない。

2 会議は、要介護被保険者その他の厚生労働省令で定める被保険者（以下この項において「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとする。

3 会議は、前項の検討を行うため必要があると認めるときは、関係者等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 相談支援専門員等の研修の見直しに関する スケジュール等

相談支援専門員等の研修の見直しに関するスケジュール (イメージ)



平成28年度 厚生労働科学研究費補助金

○ 相談支援従事者研修に関する研究

<目標>

障害者総合支援法の見直し事項への対応や、重層的な相談支援従事者体制の構築、サービス等利用計画等の質の向上や効果的なサービス利用の適正化等に資するため、これまでの国の指導者養成研修や都道府県の養成研修の実態を踏まえ、

- ① 主任相談支援専門員(仮称)の創設を含めた相談支援従事者のキャリアパスを作成しそれぞれの段階における機能・役割等を整理すると共に、
- ② 質の高い相談支援専門員が養成されるように、相談支援従事者初任者研修・現任研修のカリキュラムの見直しを含め、
- ③ 全国研修ができるようなカリキュラム、シラバス、プログラム、教材を作成する。

<求められる成果>

- ・相談支援従事者の重層化(相談支援専門員のキャリアパス)
- ・相談支援従事者初任者研修、現任研修のカリキュラム等の見直し
- ・主任相談支援専門員研修のカリキュラム、シラバスの作成
- ・各研修におけるプログラム、教材及び実施マニュアルの作成
- ・モデル研修の実施等

<研究実施予定期間>平成28年度～平成29年度

平成27年度 厚生労働科学研究費補助金

○ 障害福祉サービス事業における質の確保とキャリア形成に関する研究

障害福祉サービス事業の質の向上を図るため、障害福祉サービス従事者のキャリア形成を検討し、その中におけるサービス管理責任者について研修体系を構造化することを目的とする。主に事業所の分野や障害特性に限らない共通部分等について具体的なカリキュラム・シラバスを構築し、①基礎研修と②更新研修の2層化を図るとともに、各都道府県で展開・実施できるような成果物を含めた研究を行う。また、分野・特性別等についても検討を加える。

<研究実施予定期間>平成27年度～29年度

相談支援の質の向上に向けた取組の現状と課題

～ 平成27年度国研修受講者(都道府県職員)からのアンケート回答結果より ～

1. 各都道府県における人材育成に関するビジョンの策定について

- ① 育成すべき人材像の明確化、そのために必要な予算の確保
- ② 圏域ごとの取組状況の格差 → 圏域アドバイザーを都道府県協議会委員に

2. 人材育成に関するビジョンと連動した研修体系の整備

- ① 都道府県研修の質の向上
 - ・ 従事者と非従事者の区別やそれぞれのレベルに合わせた研修を実施
 - ・ フォローアップ/専門コース別研修(ex強度行動障害・高次脳機能障害・難病・発達障害・医療的ケア・虐待防止・災害時の支援・差別解消・触法 等々)の実施
 - ・ 確認テストの導入(8割以上で合格。不合格の場合は補講等)
- ② ファシリテーターの養成
 - ・ 段階的なファシリテーター養成研修の実施
(実地研修→県講師・国研修を修了→地域の中核人材に)
 - ・ 演習講師マニュアルや実地研修ガイドラインの作成
 - ・ サビ管研修との連携(相互にファシリテーターを補完)
- ③ 地域体制の強化
 - ・ 圏域(基幹相談支援センター)で事例報告会・実地研修の実施
 - ・ 市町村(新任)職員の事例報告会や研修への参画